

維持補修用機械等定期点検及び整備共通仕様書

平成26年10月

東日本高速道路株式会社

維持補修用機械等定期点検及び整備共通仕様書

目 次

第1章 総 則

1-1	目 的	3
1-2	用語の定義	3
1-3	契約書類の解釈	3
1-4	設計図書の支給及び照査	3
1-5	監督員等	4
1-6	作業責任者	4
1-7	提出書類の様式	5
1-8	作業日	5
1-9	使用人の管理	5
1-10	緊急時の体制	5
1-11	打合せ	5
1-12	業務用プレート等の交付	5
1-13	交換部品	6
1-14	監督員の立会確認及び立入り検査権	6
1-15	整備等作業の指示及び変更指示等	6
1-16	新単価	6
1-17	契約変更	7
1-18	完了検査	7
1-19	請負代金の支払	7
1-20	整備等作業記録等	7
1-21	受注者の責任	8
1-22	残存物件の処理	8
1-23	諸経費の立て替え	8
1-24	整備等作業の実施場所	8
1-25	修理作業の実施	8
1-26	緊急時における臨時使用	8

第2章 整備等作業（小型車・中型車・大型車）

2-1	適用範囲	10
2-2	適用すべき諸基準	10
2-3	定期点検	10
2-4	車検点検	13
2-5	舵取装置整備	14
2-6	制動装置整備	15
2-7	走行装置整備	17
2-8	緩衝装置整備	18
2-9	動力伝達装置整備	18
2-10	原動機整備	19
2-11	電気装置整備	21
2-12	一般整備	22
2-13	その他整備	22

第3章 整備等作業（大型特殊）

3-1	適用範囲	23
3-2	適用すべき諸基準	23

3 - 3	定期点検・車検点検	2 3
3 - 4	舵取装置整備	2 5
3 - 5	制動装置整備	2 6
3 - 6	走行装置整備	2 7
3 - 7	原動機整備	2 8
3 - 8	電気装置整備	2 9
3 - 9	その他整備	2 9

第1章 総則

1-1 目的

維持補修用機械等定期点検及び整備共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、東日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)が発注する維持補修用機械等(以下「機械」という)の車両部分及び架装装置部分に関する定期点検、整備及び修理作業(以下「整備等作業」という。)に係る契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、整備等作業の履行上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

1-2 用語の定義

契約書類に使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書類」とは、契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「設計図書」とは、契約書第1条に規定する仕様書並びに契約書第6条に規定する指図書をいう。
- (3) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む)、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。
- (4) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、整備等作業の履行に関する明細又は特別な事項を定める書類をいう。又、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。
- (5) 「監督員」とは、発注者が定め受注者に指定した者をいう。
- (6) 「副監督員」、「主任補助監督員」及び「補助監督員」とは、本章1-5-2、1-5-3及び1-5-4の規定に基づき、監督員が定め受注者に通知した者をいう。
- (7) 「作業責任者」とは、本章1-6-1の規定に基づき、受注者が発注者に通知した者をいう。
- (8) 「完了検査」とは、契約書第14条に規定に基づき、整備等作業の完了を確認するために行う検査をいう。
- (9) 「完了高」とは、契約書類の定めるところにより、確認された整備等作業の完了部分の金額をいう。
- (10) 「数量の検測」とは、整備等作業の完了部分の測定及び履行内容の確認をいう。
- (11) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。
- (12) 「維持補修用機械等」とは、道路維持作業及び雪氷対策作業に使用される車両、道路の交通管理に使用される等の車両をいう。
- (13) 「定期点検」とは、一定の周期と手順に従って機械の点検を行う作業をいう。
- (14) 「整備」とは、原則として定期点検を実施した部位に調整・補充・交換等を行う作業をいう。
- (15) 「純正部品」とは、当該機械の製造業者により製作された部品をいう。
- (16) 「修理」とは、車両本体及び架装装置について、定期点検に伴い、発見された故障・不具合並びに車両運行時等に発見された故障・不具合について、機能及び性能を回復させるための部品交換等を実施するものである。

1-3 契約書類の解釈

1-3-1 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一つによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1-3-2 共通仕様書、特記仕様書の優先順位

共通仕様書、特記仕様書との間に相違がある場合には、特記仕様書、共通仕様書の順に優先するものとする。

1-4 設計図書の支給及び照査

1-4-1 設計図書の支給

監督員は、受注者の要求があった場合、設計図書を3部以内無償で支給するものとする。

なお、受注者の要求があった場合、監督員が必要と認めるときは、設計図書の原図を貸与する。ただし、共通仕様書等公開・市販されているものにあつては、受注者の負担において備えるものとする。

1-4-2 設計図書の照査

受注者は、自らの負担で設計図書を十分照査し、疑義のある場合は、監督員に通知し、その確認を受けなければならない。

1-5 監督員等

発注者は受注者に対し、その職名及び氏名を受注者に通知するものとする。

監督員を変更した場合も同様とする。

1-5-1 監督員の権限

監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 契約書第 5 条の規定に基づき行う設計図書の変更
- (2) 契約書第 5 条の規定に基づき行う整備等作業の全部又は一部の履行の一時中止の指示
- (3) 契約書第 5 条の規定に基づき行う期間の短縮変更の請求
- (4) 契約書第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき行う単価に関する協議、決定
- (5) 契約書第 11 条第 3 項の規定に基づき行う増加費用又は負担額に関する協議、決定のうち、次に掲げる事項
 - 1) 契約書第 5 条の規定に基づき行う費用の負担
 - 2) 契約書第 12 条の規定に基づき行う費用の負担

1-5-2 副監督員

監督員は、必要と認めた場合には自己を補佐するとともに技術に関する指導を行うための副監督員を置くことができる。

この場合において、監督員は、副監督員の氏名を受注者に通知するものとする。

なお、副監督員を変更した場合も同様とする。

1-5-3 主任補助監督員

監督員は、自己を補助させるため主任補助監督員を定めるものとし、監督員の権限とされる事項のうち次の各号に掲げるものを委任するものとする。

この場合において、監督員は、主任補助監督員の氏名を受注者に通知するものとする。

なお、主任補助監督員を変更した場合も同様とする。

- (1) 本章 1-14 の規定に基づき行う工程管理、立会い、確認、検査
- (2) 本章 1-20-1 の規定に基づく記録等の提出

1-5-4 補助監督員

監督員は、自己又は主任補助監督員を補助させるため補助監督員を定めるものとし、自己は主任補助監督員の権限とされる事項のうち次の各号に掲げるものを委任するものとする。

この場合において、監督員は、補助監督員の氏名を受注者に通知するものとする。

なお、補助監督員を変更した場合も同様とする。

- (1) 本章 1-14 の規定に基づき行う工程管理、立会い、確認、検査
- (2) 本章 1-20-1 の規定に基づく記録等の提出

1-6 作業責任者

1-6-1 作業責任者の配置

受注者は、作業責任者を定めて、その氏名その他必要な事項を記入した作業責任者届(様式第9号)を作成し、監督員に通知しなければならない。これらの者を変更するときも同様とする。なお、作業責任者は、受注者に所属する者とし、2級整備士と同等以上の資格を有する者を選定するものとする。

1-6-2 作業責任者の権限

作業責任者は、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく受注者の権限のうち次の各号に掲げるものを除くものを行することができる。

(1) 契約変更に係るもの

本章 1-17-1 に規定するもの

(2) 代金の請求及び受領に係るもの

- 1) 契約書第 16 条第 1 項の規定による代金の請求
- 2) 契約書第 20 条第 3 項の規定による遅延利息の請求
- 3) 契約書第 17 条第 1 項の規定による第三者の代理受領の承諾願の提出
- 4) 本章 1-19 の規定による金融機関の口座の指定

(3) 権利義務の譲渡等に係るもの

契約書第 3 条の規定による承諾書の提出

1-7 提出書類の様式

受注者が発注者に提出する書類の様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者又は監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1-8 作業日

受注者は、夜間、土曜、日曜、祝日(振替休日を含む。)及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、緊急を要する場合で、監督員が指示した作業はこの限りではない。

1-9 使用人の管理

1-9-1 適正な労働条件

受注者は、使用人の労働条件、賃金の支払状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

1-9-2 使用人の管理

受注者は、使用人に適時、安全対策、環境対策、衛生管理等の指導及び教育を行うとともに、整備等作業が適正に履行されるように、管理及び監督しなければならない。

1-10 緊急時の体制

受注者は、休日及び夜間においても、監督員から指示を受けた場合に速やかに対応可能な体制を確立しておくものとする。

1-11 打合せ

受注者は、作業を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとり、必要な段階で、十分な打合せを行うものとし、その内容を作業等打合簿(様式第3号)により監督員に提出するとともに相互に記載事項について確認しなければならない。

1-12 業務用プレート等の交付

発注者は、整備等作業の実施に必要な車両が特記仕様書に定める有料道路に乗り入れる場合は、業務用プレート等を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート等を適正に使用し管理するとともに、整備等作業の実施以外の目的に使用してはならない。

1-13 交換部品

整備等作業に使用する交換部品は新品を使用するものとし、原則として整備等作業を実施する当該機械の純正部品でなければならない。

1-14 監督員の立会確認及び立入り検査権

1-14-1 立会確認

受注者は、下記の場合に実施する立会について、監督員の立会いを請求する場合は、立会確認願(様式第7号)を監督員まで提出するものとする。

- (1) 整備等作業を行う項目に変更が発生した場合。
- (2) 整備等作業の途中で部品の交換を要すると認められた場合
- (3) 監督員が特に指示する場合

1-14-2 監督員の立入り検査権

監督員は、整備等作業が契約書類どおり行われているかどうかの確認をするために、いつでも整備工場等に立ち入り、検査し得るものとし、受注者はこれに協力しなければならない。なお、監督員が必要と認めた場合には、監督員が整備工場等に滞在し、一部又は全部の工程について立入り検査を行うことができるものとする。

1-15 整備等作業の指示及び変更指示等

1-15-1 整備等作業の指示

契約書第6条に規定する指図は、指図書(様式第1号)及び指図書内訳書(様式第2号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。

監督員は、口頭による指示等を行った場合には、速やかに指示書により口頭による指図等の内容を受注者に通知するものとする。受注者は、監督員からの指図書による通知がなされなかった場合において、その口頭による指図等が行われた7日以内に書面で、監督員にその指図等の内容の確認を求められることができるものとする。

1-15-2 整備等作業の変更指図等

監督員が、契約書第5条の規定に基づく設計図書の変更の指図を行う場合並びに整備等作業の中止を指図する場合は、変更指図書(様式第1号)及び変更指図書内訳書(様式第2号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対して口頭による指図等を行った場合においては、前記1-15-1の後段の規定を準用するものとする。

1-16 新単価

1-16-1 新単価の算定

新単価の算定にあたって、新単価項目の整備等作業を履行するのに必要な主要部品等が同一の場合または類似の既契約単価がある場合には、その既契約単価設定時の主要部品等の価格を用い、その他の場合は指図書指図時点の価格を用いるものとする。

1-16-2 新単価の事務手続き

単価の協議は、監督員が、新単価見積方通知書(様式第4号)により、受注者に対して見積書を監督員に提出するよう通知するものとし、受注者はその通知に従い新単価見積書(様式第5号)を監督員に提出し協議するものとする。

1-16-3 新単価の決定

新単価について、監督員と受注者の協議が整った場合は、協議書により受注者は同意書(様式第12号)を監督員に提出するものとする。なお、協議が整わず監督員が定めた場合、監督員は受注者に新単価決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

1-17 契約変更

1-17-1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、整備等作業に係る契約の変更を行うものとする。

- (1) 契約期間を変更する場合
- (2) 契約期間が完了する場合
- (3) 整備等作業の履行上必要があると認められた場合

1-17-2 変更契約書の作成

前項の場合において、受注者は、変更する契約書を会社所定の書式により作成し、変更契約決定通知書に記載された期日までに、記入押印のうえ発注者に提出しなければならない。

1-18 完了検査

1-18-1 完了検査

契約書第14条第1項に規定する整備等作業の完了通知は、完了届(様式第8-1号)を監督員に提出することにより行うものとする。なお、検査は、原則として引き渡し場所で行うものとする。

また、契約書第14条第2項に規定する整備等作業の検査結果の通知は、認定書(様式第8-2号)により行うものとし、これを受け、受注者は、受渡書(様式第10号)を監督員へ提出するものとする。

1-18-2 完了通知の集約実施

契約書第14条第1項に規定する整備等作業の完了通知について、契約書の定めにより発注者と受注者が予め協議して別に定めた場合は、同条項にかかわらず、受注者は一定の期間又は指図の単位で集約して実施することができるものとし、この場合においては、契約書第14条第2項に定める検査及び第14条第3項に定める引渡しについても、当該集約単位に応じて実施するものとする。

1-19 請負代金の支払

請負代金の支払いは、1ヵ月単位とし、発注者が代金を受注者の指定する金融機関(日本国内の本支店)の口座に振り込む手続きを完了した時をもって、代金の支払いが完了したものとする。

ただし、災害や監督員が必要と認めた場合は、協議の上、変更できるものとする。

1-20 整備等作業記録等

1-20-1 点検記録等

受注者は、整備等作業の実施結果を整備記録簿に記入し、完了検査時に監督員まで提出するものとする。

1-20-2 記録写真

受注者は、監督員の指示にしたがって整備等作業の履行段階ごとに、その着手から完成までの状況が識別できる写真を整理し、完了検査時まで監督員に提出しなければならない。

ただし、定期点検及びそれに伴う整備作業については整備記録簿をもってかえることができるものとする。

1-20-3 費用の負担

前記 1-20-1、2 に要する費用は受注者の負担とする。

1-21 受注者の責任

受注者は、契約書第 12 条の規定に基づき、下記に規定する義務を免れないものとする。

- (1) 受注者は、契約書類で特に定める場合を除き、整備等作業の実施に伴って生ずるすべての損害、苦情及び負担に対する責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、会社が当該機械を書面により引き渡しを受けるまでは、整備等作業を行う機械を自らの負担で管理し、その責任をもたなければならない。なお、万一、整備等作業を行う機械が損傷した場合は、監督員の指図により修復、取替又は、再作業をしなければならない。
- (3) 受注者は、会社の管理する車庫その他の構造物、機械に損害を与えないよう留意するものとし、万一損傷を与えた場合は速やかに監督員に報告すると共に、監督員の指図に従い原形復旧又は、弁償するものとする。

1-22 残存物件の処理

残存物件のうち、引き渡しを要するものは、整理のうえ残存物件調書(様式第 11 号)を添えて監督員に引き渡すものとする。引き渡しを要しないものは、すべて受注者の責任で適切に処理しなければならない。

引き渡しを要しないものは次のものとするほか、監督員の指図によるものとする。

プラスチック類、ガラス類、化学繊維類、ゴム類、油脂類、金属部品のうち腐食の著しいもの、
その他非金属類

1-23 諸経費の立て替え

道路運送車両法第 62 条に規定する継続検査(以下「車検」という。)に要する重量税及び自動車損害賠償責任保険等の諸経費は、受注者が立て替え払いを行い、機械の納入後、速やかに領収書を添えて会社に請求するものとする。

1-24 整備等作業の実施場所

整備等作業の実施場所は、特記仕様書で定める場合の他は原則として受注者の工場とする。また、整備等作業を受注者の工場で実施する場合は、受注者は機械の搬出入を自らの手で行うものとする。

1-25 修理作業の実施

受注者は、整備等作業の作業対象車両について、逐次発生した修理を実施することが出来る。受注者は、作業を実施する場合は、発注者と修理内容の確認を行った後、実施する修理作業毎に見積書を提出し、発注者からの修理作業指図書(様式第 13 号)により、作業を実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対して口頭による指図等を行った場合においては、前記 1-15-1 の後段の規定を準用するものとする。

なお、修理金額の決定にあたっては、前記 1-16 の記載によらず、契約書第 22 条によるものとする。

1-26 緊急時における臨時使用

天候の急変等により、完了検査前に車両を使用する場合、契約書第32条に基づき協議を行うものとする。臨時使用により受注者に損害を及ぼした場合は、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責に帰する欠陥等があった場合は、受注者の負担とする。

第2章 整備等作業（小型車・中型車・大型車）

2-1 適用範囲

この章は、機械の整備等作業に関する一般事項を取り扱うものとする。

なお、作業はすべて、仕様書及び監督員の指図に従って行わなければならない。

また、小型車、中型車および大型車の定義は以下のとおりとする。

- (1)小型車とは、乗用車両をベースとした車両。
- (2)中型車とは、貨物車両をベースとした総重量2 t以上8 t未満の車両。
- (3)大型車とは、貨物車両をベースとした総重量8 t以上の車両。

2-2 適用すべき諸基準

整備等作業の実施に適用する関係法令及び規格は次のとおりとする。

- (1) 東日本高速道路株式会社「維持補修用機械等定期点検及び整備作業基準表」
- (2) 道路運送車両法(昭和26年6月1日 法第185号)
- (3) 道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日 運輸省令第67号)
- (4) 自動車点検基準(昭和26年8月10日 運輸省令第70号)
- (5) 自動車の点検及び整備に関する手引き(昭和58年3月25日運輸省告示第123号)
- (6) 優良自動車整備自動車認定規則(昭和26年8月10日 運輸省令第72号)
- (7) 指定自動車整備事業規則(昭和37年9月26日 運輸省令第49号)
- (8) その他関係する法令等

2-3 定期点検

2-3-1 業務

定期点検とは、「自動車点検基準(昭和26年8月10日 運輸省令第70号)」に基づき実施する点検作業をいう。

小型車、中型車においては自動車点検基準 第二条 第一項 第三号、大型車においては自動車点検基準 第二条 第一項 第一号によるものとする。なお、小型車の3ヶ月点検については、6ヶ月点検に準拠する。

2-3-2 種別

種別は、次のとおりとする。

点検種別	内 容
A 3 C 3	3ヶ月点検（距離補正無）を実施
A 3 s C 3 s	3ヶ月点検（距離補正有）を実施
B 6	6ヶ月点検（距離補正無）を実施
B 6 s	6ヶ月点検（距離補正有）を実施
A 1 2 B 1 2 C 1 2	12ヶ月点検（距離補正無）を実施
A 1 2（全輪駆動） B 1 2（全輪駆動） C 1 2（全輪駆動）	全輪駆動式車両の12ヶ月点検（距離補正無）を実施
A 1 2 s B 1 2 s C 1 2 s	12ヶ月点検（距離補正有）を実施 （6ヶ月点検項目かつ12ヶ月点検項目の省略）
A 1 2（全輪駆動）s B 1 2（全輪駆動）s C 1 2（全輪駆動）s	全輪駆動式車両の12ヶ月点検（距離補正有）を実施 （6ヶ月点検項目かつ12ヶ月点検項目の省略）
A 1 2 s 1 B 1 2 s 1	12ヶ月点検（距離補正有）を実施 （12ヶ月点検項目の省略）
A 1 2（全輪駆動）s 1 B 1 2（全輪駆動）s 1	全輪駆動式車両の12ヶ月点検（距離補正有）を実施 （12ヶ月点検項目の省略）
A 1 2 s 2 B 1 2 s 2	12ヶ月点検（距離補正有）を実施 （6ヶ月点検項目の省略）
A 1 2（全輪駆動）s 2 B 1 2（全輪駆動）s 2	全輪駆動式車両の12ヶ月点検（距離補正有）を実施 （6ヶ月点検項目の省略）

A：小型車
B：中型車
C：大型車

- (1) 定期点検工A 3とは、小型車の3ヶ月点検、6ヶ月点検を行うものである。
- (2) 定期点検工A 3 sとは、小型車の3ヶ月点検、6ヶ月点検を行うもので、3ヶ月毎、6ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (3) 定期点検工A 1 2とは、小型車の12ヶ月点検を行うものである。
- (4) 定期点検工A 1 2（全輪駆動）とは、全輪駆動式小型車の12ヶ月点検を行うものである。
- (5) 定期点検工A 1 2 sとは、小型車の12ヶ月点検を行うもので、6ヶ月毎に行う定期点検項目、並びに12ヶ月毎に行う定期点検項目の双方の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (6) 定期点検工A 1 2（全輪駆動）sとは、全輪駆動式小型車の12ヶ月点検を行うもので、6ヶ月毎に行う定期点検項目、並びに12ヶ月毎に行う定期点検項目の双方の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (7) 定期点検工A 1 2 s 1とは、小型車の12ヶ月点検を行うもので、12ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。

- (8) 定期点検工 A 1 2 (全輪駆動) s 1 とは、全輪駆動式小型車の 12 ヶ月点検を行うもので、12 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (9) 定期点検工 A 1 2 s 2 とは、小型車の 12 ヶ月点検を行うもので、6 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (10) 定期点検工 A 1 2 (全輪駆動) s 2 とは、全輪駆動式小型車の 12 ヶ月点検を行うもので、6 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (11) 定期点検工 B 6 とは、中型車の 6 ヶ月点検を行うものである。
- (12) 定期点検工 B 6 s とは、中型車の 6 ヶ月点検を行うもので、6 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (13) 定期点検工 B 1 2 とは、中型車の 12 ヶ月点検を行うものである。
- (14) 定期点検工 B 1 2 (全輪駆動) とは、全輪駆動式中型車の 12 ヶ月点検を行うものである。
- (15) 定期点検工 B 1 2 s とは、中型車の 12 ヶ月点検を行うもので、6 ヶ月毎に行う定期点検項目、並びに 12 ヶ月毎に行う定期点検項目の双方の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (16) 定期点検工 B 1 2 (全輪駆動) s とは、全輪駆動式中型車の 12 ヶ月点検を行うもので、6 ヶ月毎に行う定期点検項目、並びに 12 ヶ月毎に行う定期点検項目の双方の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (17) 定期点検工 B 1 2 s 1 とは、中型車の 12 ヶ月点検を行うもので、12 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (18) 定期点検工 B 1 2 (全輪駆動) s 1 とは、全輪駆動式中型車の 12 ヶ月点検を行うもので、12 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (19) 定期点検工 B 1 2 s 2 とは、中型車の 12 ヶ月点検を行うもので、6 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (20) 定期点検工 B 1 2 (全輪駆動) s 2 とは、全輪駆動式中型車の 12 ヶ月点検を行うもので、6 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (21) 定期点検工 C 3 とは、大型車の 3 ヶ月点検の作業を行うものである。
- (22) 定期点検工 C 3 s とは、大型車の 3 ヶ月点検を行うもので、3 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (23) 定期点検工 C 1 2 とは、大型車の 12 ヶ月点検の作業を行うものである。
- (24) 定期点検工 C 1 2 (全輪駆動) とは、全輪駆動式大型車の 12 ヶ月点検の作業を行うものである。
- (25) 定期点検工 C 1 2 s とは、大型車の 12 ヶ月点検を行うもので、3 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (26) 定期点検工 C 1 2 (全輪駆動) s とは、全輪駆動大型車の 12 ヶ月点検を行うもので、3 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。

2-3-3 数量の検測

定期点検の数量の検測は、契約書類及び監督員の指図に従って施工されたと監督員が認めた作業数量(台)で行うものとする。

2-3-4 支払い

支払いは、2-3-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う定期点検の作業に要する材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

単価の項目	検測の単位
定期点検工 A 3	台
定期点検工 A 3 s	台

定期点検工 A 1 2	台
定期点検工 A 1 2 (全輪駆動)	台
定期点検工 A 1 2 s	台
定期点検工 A 1 2 (全輪駆動) s	台
定期点検工 A 1 2 s 1	台
定期点検工 A 1 2 (全輪駆動) s 1	台
定期点検工 A 1 2 s 2	台
定期点検工 A 1 2 (全輪駆動) s 2	台
定期点検工 B 6	台
定期点検工 B 6 s	台
定期点検工 B 1 2	台
定期点検工 B 1 2 (全輪駆動)	台
定期点検工 B 1 2 s	台
定期点検工 B 1 2 (全輪駆動) s	台
定期点検工 B 1 2 s 1	台
定期点検工 B 1 2 (全輪駆動) s 1	台
定期点検工 B 1 2 s 2	台
定期点検工 B 1 2 (全輪駆動) s 2	台
定期点検工 C 3	台
定期点検工 C 3 s	台
定期点検工 C 1 2	台
定期点検工 C 1 2 (全輪駆動)	台
定期点検工 C 1 2 s	台
定期点検工 C 1 2 (全輪駆動) s	台

2-4 車検点検

2-4-1 業務

車検点検とは、車検時の保安確認作業であり、原動機・下廻り洗浄作業、各種検査機器による検査、目視等による検査及び車両の同一性や車体表示の確認をいう。

2-4-2 種別

種別は、次のとおりとする。

- (1) 車検点検工 A とは、小型車の車検時の点検を行うものである。
- (2) 車検点検工 B とは、中型車の車検時の点検を行うものである。
- (3) 車検点検工 C とは、大型車の車検時の点検を行うものである。

2-4-3 数量の検測

車検点検の数量の検測は、契約書類及び監督員の指図に従って施工されたと監督員が認めた作業数量で行うものとする。

2-4-4 支払い

支払いは、2-4-3 規定に従って検測した数量に対し1台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う車検点検の作業に要する材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
車検点検工 A	台
車検点検工 B	台
車検点検工 C	台

2-5 舵取装置整備

2-5-1 業務

舵取装置整備とは、定期点検結果を受け、舵取装置の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

2-5-2 舵取装置整備工

- (1) 舵取装置整備工 A 1 とは、小型車のパワーステアリングベルトの交換を行うものである。
- (2) 舵取装置整備工 A 7 とは、小型車のフロントトーイン調整を行うものである。
- (3) 舵取装置整備工 A 8 とは小型車の片側のステアリング・ラック・ブーツ交換を行うものである。
- (4) 舵取装置整備工 B 2 とは、中型車のパワーステアリングオイルの交換を行うものである。
- (5) 舵取装置整備工 B 4 とは、中型車のパワーステアリングオイルホースの交換を行うものである。
- (6) 舵取装置整備工 B 7 とは、中型車のフロントトーイン調整を行うものである。
- (7) 舵取装置整備工 B 8 とは、中型車の片側のステアリング・ラック・ブーツ交換を行うものである。
- (8) 舵取装置整備工 C 2 とは、大型車のパワーステアリングオイルの交換を行うものである。
- (9) 舵取装置整備工 C 4 とは、大型車のパワーステアリングオイルホースの交換を行うものである。
- (10) 舵取装置整備工 C 7 とは、大型車のフロントトーイン調整を行うものである。

2-5-3 数量の検測

舵取装置整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

2-5-4 支払い

支払いは、2-5-3 規定に従って検測した数量に対し1台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う舵取装置整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
舵取装置整備工 A 1	台
舵取装置整備工 A 7	軸
舵取装置整備工 A 8	輪
舵取装置整備工 B 2	台
舵取装置整備工 B 4	本
舵取装置整備工 B 7	軸
舵取装置整備工 B 8	輪
舵取装置整備工 C 2	台
舵取装置整備工 C 4	本
舵取装置整備工 C 7	軸

2-6 制動装置整備

2-6-1 業務

制動装置整備とは、定期点検結果を受け、制動装置の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

2-6-2 制動装置整備工

- (1) 制動装置整備工 A 1 とは、小型車のブレーキフルードを交換するものである。
- (2) 制動装置整備工 A 2 とは、小型車のブレーキマスタシリンダのゴム部品を交換するものである。
- (3) 制動装置整備工 A 3 とは、小型車のフロントブレーキキャリパーのゴム部品を交換するものである。
- (4) 制動装置整備工 A 4 とは、小型車のブレーキホイールシリンダのゴム部品を交換するものである。
- (5) 制動装置整備工 A 5 とは、小型車のブレーキホースを交換するものである。
- (6) 制動装置整備工 A 6 とは、小型車のフロントブレーキパットを交換するものである。
- (7) 制動装置整備工 A 8 とは、小型車のリアブレーキキャリパーのゴム部品を交換するものである。
- (8) 制動装置整備工 A 1 1 とは、小型車のリア・ブレーキ・シューの交換を行うものである。
- (9) 制動装置整備工 A 1 4 とは、小型車のリアブレーキパットを交換するものである。
- (10) 制動装置整備工 A 1 6 とは、小型車のパーキング・ブレーキ調整を行うものである。
- (11) 制動装置整備工 A 1 7 とは、小型車のフロント、リアブレーキ清掃を行うものである。
- (12) 制動装置整備工 B 1 とは、中型車のブレーキフルードを交換するものである。
- (13) 制動装置整備工 B 2 とは、中型車のブレーキマスタシリンダのゴム部品を交換するものである。
- (14) 制動装置整備工 B 3 とは、中型車のフロントブレーキキャリパーのゴム部品を交換するものである。
- (15) 制動装置整備工 B 4 とは、中型車のブレーキホイールシリンダのゴム部品を交換するものである。
- (16) 制動装置整備工 B 5 とは、中型車のブレーキホースを交換するものである。
- (17) 制動装置整備工 B 6 とは、中型車のフロントブレーキパットを交換するものである。
- (18) 制動装置整備工 B 7 とは、中型車のエアドライヤ乾燥剤を交換するものである。
- (19) 制動装置整備工 B 9 とは、中型車のエアドライヤのゴム部品を交換するものである。
- (20) 制動装置整備工 B 1 0 とは、中型車のフロント・ブレーキ・シューの交換を行うものである。
- (21) 制動装置整備工 B 1 1 とは、中型車のリア・ブレーキ・シューの交換を行うものである。
- (22) 制動装置整備工 B 1 2 とは、中型車のフロント・ブレーキ・ライニングの交換を行うものである。(シュー取外状態)
- (23) 制動装置整備工 B 1 3 とは、中型車のリア・ブレーキ・ライニングの交換を行うものである。(シュー取外状態)
- (24) 制動装置整備工 B 1 4 とは、中型車のフロント・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間調整を行うものである。
- (25) 制動装置整備工 B 1 5 とは、中型車のリア・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間調整を行うものである。
- (26) 制動装置整備工 B 1 6 とは、中型車のパーキング・ブレーキ調整を行うものである。
- (27) 制動装置整備工 B 1 7 とは、中型車のフロント、リアブレーキ清掃を行うものである。
- (28) 制動装置整備工 C 1 とは、大型車のブレーキフルードを交換するものである。
- (29) 制動装置整備工 C 4 とは、大型車のブレーキホイールシリンダのゴム部品を交換するものである。
- (30) 制動装置整備工 C 5 とは、大型車のブレーキホースを交換するものである。
- (31) 制動装置整備工 C 7 とは、大型車のエアドライヤ乾燥剤を交換するものである。
- (32) 制動装置整備工 C 9 とは、大型車のエアドライヤのゴム部品を交換するものである。
- (33) 制動装置整備工 C 1 2 とは、大型車のフロント・ブレーキ・ライニングの交換を行うものである。(シュー取外状態)
- (34) 制動装置整備工 C 1 3 とは、大型車のリア・ブレーキ・ライニングの交換を行うものである。(シュー取外状態)

－取外状態)

(35)制動装置整備工 C 1 6 とは、大型車のパーキング・ブレーキ調整を行うものである。

(36)制動装置整備工 C 1 7 とは、大型車のフロント、リヤブレーキ清掃を行うものである。

2-6-3 数量の検測

制動装置整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

2-6-4 支払い

支払いは、2-6-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う制動装置整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
制動装置整備工 A 1	台
制動装置整備工 A 2	台
制動装置整備工 A 3	軸
制動装置整備工 A 4	台
制動装置整備工 A 5	軸
制動装置整備工 A 6	台
制動装置整備工 A 8	軸
制動装置整備工 A 1 1	輪
制動装置整備工 A 1 4	軸
制動装置整備工 A 1 6	台
制動装置整備工 A 1 7	台
制動装置整備工 B 1	台
制動装置整備工 B 2	台
制動装置整備工 B 3	軸
制動装置整備工 B 4	台
制動装置整備工 B 5	軸
制動装置整備工 B 6	軸
制動装置整備工 B 7	台
制動装置整備工 B 9	台
制動装置整備工 B 1 0	輪
制動装置整備工 B 1 1	輪
制動装置整備工 B 1 2	輪
制動装置整備工 B 1 3	輪
制動装置整備工 B 1 4	軸
制動装置整備工 B 1 5	軸
制動装置整備工 B 1 6	台
制動装置整備工 B 1 7	台
制動装置整備工 C 1	台
制動装置整備工 C 4	台
制動装置整備工 C 5	軸
制動装置整備工 C 7	台
制動装置整備工 C 9	台
制動装置整備工 C 1 2	輪

制動装置整備工 C 1 3	輪
制動装置整備工 C 1 6	台
制動装置整備工 C 1 7	台

2-7 走行装置整備

2-7-1 業務

走行装置整備とは、定期点検結果を受け、走行装置の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

2-7-2 走行装置整備工

- (1) 走行装置整備工 A 4 とは、小型車のフロント・ドライブ・シャフト・インナー・ブーツの交換を行うものである。（ドライブシャフト脱着含む）
- (2) 走行装置整備工 A 6 とは、小型車のフロント・ドライブ・シャフト・アウター・ブーツの交換を行うものである。（ドライブシャフト脱着含む）
- (3) 走行装置整備工 A 7 とは、小型車のホイール・バランス調整を行うものである。
- (4) 走行装置整備工 A 8 とは、小型車のフロント・ホイールハブインナ・ベアリングおよびアウタ・ベアリングを交換するものである。
- (5) 走行装置整備工 B 2 とは、中型車のホイールハブベアリンググリースを交換するものである。
- (6) 走行装置整備工 B 4 とは、中型車のフロント・ドライブ・シャフト・インナー・ブーツの交換を行うものである。（ドライブシャフト脱着含む）
- (7) 走行装置整備工 B 5 とは、中型車のフロント・ドライブ・シャフト・インナー・ブーツの交換を行うものである。（ドライブシャフト脱着およびフロントアクスル A s s y 脱着含む）
- (8) 走行装置整備工 B 6 とは、中型車のフロント・ドライブ・シャフト・アウター・ブーツの交換を行うものである。（ドライブシャフト脱着含む）
- (9) 走行装置整備工 C 1 とは、大型車のフロントホイールハブベアリングを交換するものである。
- (10) 走行装置整備工 C 2 とは、大型車のホイールハブベアリンググリースを交換するものである。
- (11) 走行装置整備工 C 3 とは、大型車のリアホイールハブベアリングを交換するものである。

2-7-3 数量の検測

走行装置整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

2-7-4 支払い

支払いは、2-7-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う走行装置整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

単価の項目	検測の単位
走行装置整備工 A 4	個
走行装置整備工 A 6	個
走行装置整備工 A 7	本
走行装置整備工 A 8	輪
走行装置整備工 B 2	台
走行装置整備工 B 4	個
走行装置整備工 B 5	個
走行装置整備工 B 6	個
走行装置整備工 C 1	輪
走行装置整備工 C 2	台
走行装置整備工 C 3	輪

2-8 緩衝装置整備

2-8-1 業務

緩衝装置整備とは、定期点検結果を受け、緩衝装置の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

2-8-2 緩衝装置整備工

- (1) 緩衝装置整備工 A 1 とは、小型車のフロントショックアブソーバーを交換するものである。
- (2) 緩衝装置整備工 A 4 とは、小型車のリアショックアブソーバーを交換するものである。
- (3) 緩衝装置整備工 B 2 とは、中型車のフロント・スプリング・リーフの交換を行うものである。
- (4) 緩衝装置整備工 B 3 とは、中型車のリア・スプリング・リーフの交換を行うものである。
- (5) 緩衝装置整備工 C 2 とは、大型車のフロント・スプリング・リーフの交換を行うものである。
- (6) 緩衝装置整備工 C 3 とは、大型車のリア・スプリング・リーフの交換を行うものである。

2-8-3 数量の検測

緩衝装置整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

2-8-4 支払い

支払いは、2-8-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う緩衝装置整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
緩衝装置整備工 A 1	軸
緩衝装置整備工 A 4	軸
緩衝装置整備工 B 2	枚
緩衝装置整備工 B 3	枚
緩衝装置整備工 C 2	枚
緩衝装置整備工 C 3	枚

2-9 動力伝達装置整備

2-9-1 業務

動力伝達装置整備とは、定期点検結果を受け、動力伝達装置の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

2-9-2 動力伝達装置整備工

- (1) 動力伝達装置整備工 A 1 とは、小型車のトランスミッションオイルを交換するものである。
- (2) 動力伝達装置整備工 A 4 とは、小型車のオートマチックトランスミッションオイルを交換するものである。
- (3) 動力伝達装置整備工 A 6 とは、小型車のディファレンシャルオイルを交換するものである。
- (4) 動力伝達装置整備工 A 8 とは、小型車のクラッチディスクを交換するものである。
- (5) 動力伝達装置整備工 B 1 とは、中型車のトランスミッションオイルを交換するものである。
- (6) 動力伝達装置整備工 B 3 とは、中型車のトランスファオイルを交換するものである。
- (7) 動力伝達装置整備工 B 4 とは、中型車のオートマチックトランスミッションオイルを交換するものである。
- (8) 動力伝達装置整備工 B 6 とは、中型車のディファレンシャルオイルを交換するものである。
- (9) 動力伝達装置整備工 B 9 とは、中型車のクラッチ遊び調整を行うものである。
- (10) 動力伝達装置整備工 B 10 とは、中型車のトランスミッション・リヤ・オイル・シールの交換を行うものである。
- (11) 動力伝達装置整備工 B 11 とは、中型車のマニュアルトランスミッションパワー・シフト・ブースタ

ーのオーバーホールを行うものである。

- (12)動力伝達装置整備工 B 1 2 とは、中型車のトランスファ・アウトプット・シャフト・オイル・シールの交換を行うものである。
- (13)動力伝達装置整備工 C 1 とは、大型車のトランスミッションオイルを交換するものである。
- (14)動力伝達装置整備工 C 2 とは、大型車のトランスミッションフィルタを交換するものである。
- (15)動力伝達装置整備工 C 3 とは、大型車のトランスファオイルを交換するものである。
- (16)動力伝達装置整備工 C 4 とは、大型車のオートマチックトランスミッションオイルを交換するものである。
- (17)動力伝達装置整備工 C 5 とは、大型車のオートマチックトランスミッションフィルタを交換するものである。
- (18)動力伝達装置整備工 C 6 とは、大型車のディファレンシャルオイルを交換するものである。
- (19)動力伝達装置整備工 C 9 とは、大型車のクラッチ遊び調整を行うものである。
- (20)動力伝達装置整備工 C 1 0 とは、大型車のトランスミッション・リヤ・オイル・シールの交換を行うものである。

2-9-3 数量の検測

動力伝達装置整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

2-9-4 支払い

支払いは、2-9-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う動力伝達装置整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
動力伝達装置整備工 A 1	台
動力伝達装置整備工 A 4	台
動力伝達装置整備工 A 6	台
動力伝達装置整備工 A 8	台
動力伝達装置整備工 B 1	台
動力伝達装置整備工 B 3	台
動力伝達装置整備工 B 4	台
動力伝達装置整備工 B 6	台
動力伝達装置整備工 B 9	台
動力伝達装置整備工 B 10	台
動力伝達装置整備工 B 11	台
動力伝達装置整備工 B 12	個
動力伝達装置整備工 C 1	台
動力伝達装置整備工 C 2	台
動力伝達装置整備工 C 3	台
動力伝達装置整備工 C 4	台
動力伝達装置整備工 C 5	個
動力伝達装置整備工 C 6	台
動力伝達装置整備工 C 9	台
動力伝達装置整備工 C 10	台

2-10 原動機整備

2-10-1 業務

原動機整備とは、定期点検結果を受け、原動機の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

2-10-2 原動機整備工

- (1) 原動機整備工 A 1 とは、小型車のタイミングベルトを交換するものである。
- (2) 原動機整備工 A 3 とは、小型車のオイルフィルタ、エレメントを交換するものである。
- (3) 原動機整備工 A 4 とは、小型車の燃料フィルタ、エレメントを交換するものである。
- (4) 原動機整備工 A 5 とは、小型車のエアクリーナ、エレメントを交換するものである。
- (5) 原動機整備工 A 6 とは、小型車の冷却水を交換するものである。
- (6) 原動機整備工 A 7 とは、小型車のエンジンオイルを交換するものである。
- (7) 原動機整備工 A 8 とは、小型車のラジエターホースを交換するものである。
- (8) 原動機整備工 A 9 とは、小型車のファンベルトを交換するものである。
- (9) 原動機整備工 A 10 とは、小型車の V ベルト全数調整を行うものである。
- (10) 原動機整備工 A 11 とは、小型車の V ベルト全数交換を行うものである。
- (11) 原動機整備工 A 12 とは、小型車のメイン・マフラ交換を行うものである。
- (12) 原動機整備工 B 1 とは、中型車のタイミングベルトを交換するものである。
- (13) 原動機整備工 B 3 とは、中型車のオイルフィルタ、エレメントを交換するものである。
- (14) 原動機整備工 B 4 とは、中型車の燃料フィルタ、エレメントを交換するものである。
- (15) 原動機整備工 B 5 とは、中型車のエアクリーナ、エレメントを交換するものである。
- (16) 原動機整備工 B 6 とは、中型車の冷却水を交換するものである。
- (17) 原動機整備工 B 7 とは、中型車のエンジンオイルを交換するものである。
- (18) 原動機整備工 B 8 とは、中型車のラジエターホースを交換するものである。
- (19) 原動機整備工 B 10 とは、中型車の V ベルト全数調整を行うものである。
- (20) 原動機整備工 B 11 とは、中型車の V ベルト全数交換を行うものである。
- (21) 原動機整備工 B 12 とは、中型車のメイン・マフラ交換を行うものである。
- (22) 原動機整備工 C 3 とは、大型車のオイルフィルタ、エレメントを交換するものである。
- (23) 原動機整備工 C 4 とは、大型車の燃料フィルタ、エレメントを交換するものである。
- (24) 原動機整備工 C 5 とは、大型車のエアクリーナ、エレメントを交換するものである。
- (25) 原動機整備工 C 6 とは、大型車の冷却水を交換するものである。
- (26) 原動機整備工 C 7 とは、大型車のエンジンオイルを交換するものである。
- (27) 原動機整備工 C 8 とは、大型車のラジエターホースを交換するものである。
- (28) 原動機整備工 C 10 とは、大型車の V ベルト全数調整を行うものである。
- (29) 原動機整備工 C 11 とは、大型車の V ベルト全数交換を行うものである。
- (30) 原動機整備工 C 12 とは、大型車のメイン・マフラ交換を行うものである。

2-10-3 数量の検測

原動機整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

2-10-4 支払い

支払いは、2-10-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う原動機整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
原動機整備工 A 1	台
原動機整備工 A 3	台
原動機整備工 A 4	台

原動機整備工 A 5	台
原動機整備工 A 6	台
原動機整備工 A 7	台
原動機整備工 A 8	台
原動機整備工 A 9	台
原動機整備工 A 1 0	台
原動機整備工 A 1 1	台
原動機整備工 A 1 2	個
原動機整備工 B 1	台
原動機整備工 B 3	台
原動機整備工 B 4	台
原動機整備工 B 5	台
原動機整備工 B 6	台
原動機整備工 B 7	台
原動機整備工 B 8	台
原動機整備工 B 1 0	台
原動機整備工 B 1 1	台
原動機整備工 B 1 2	個
原動機整備工 C 3	台
原動機整備工 C 4	台
原動機整備工 C 5	台
原動機整備工 C 6	台
原動機整備工 C 7	台
原動機整備工 C 8	台
原動機整備工 C 1 0	台
原動機整備工 C 1 1	台
原動機整備工 C 1 2	個

2-11 電気装置整備

2-11-1 業務

電気装置整備とは、定期点検結果を受け、電気装置等の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

2-11-2 電気装置整備工

- (1) 電気装置整備工 A 1 とは、小型車のスパークプラグを交換するものである。
- (2) 電気装置整備工 A 3 とは、小型車のエアコンベルトを交換するものである。
- (3) 電気装置整備工 A 4 とは、小型車のバッテリー比重測定および電解液補充を行うものである。
- (4) 電気装置整備工 A 5 とは、小型車のヘッドライト調整を行うものである。
- (5) 電気装置整備工 B 4 とは、中型車のバッテリー比重測定および電解液補充を行うものである。
- (6) 電気装置整備工 B 5 とは、中型車のヘッドライト調整を行うものである。
- (7) 電気装置整備工 C 4 とは、大型車のバッテリー比重測定および電解液補充を行うものである。
- (8) 電気装置整備工 C 5 とは、大型車のヘッドライト調整を行うものである。

2-11-3 数量の検測

電気装置整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

2-11-4 支払い

支払いは、2-11-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う電気装置整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
電気装置整備工 A 1	台
電気装置整備工 A 3	台
電気装置整備工 A 4	台
電気装置整備工 A 5	台
電気装置整備工 B 4	台
電気装置整備工 B 5	台
電気装置整備工 C 4	台
電気装置整備工 C 5	台

2-12 一般整備

2-12-1 業務

一般整備とは、定期点検結果を受け、一般部位等の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

2-12-2 一般整備工

(1) 一般整備工 B 1 とは、中型車のグリスアップを行うものである。

(2) 一般整備工 C 1 とは、大型車のグリスアップを行うものである。

2-12-3 数量の検測

一般整備の数量の検測は、検測されたと監督員が認めた整備数量(台)で行うものとする。

2-12-4 支払い

支払いは、2-12-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行うその他整備の作業に要する交換部品、材料、労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
一般整備工 B 1	台
一般整備工 C 1	台

2-13 その他整備

2-13-1 業務

その他整備とは、監督員の指図に従って、定期点検を実施した部位に調整・補充・交換等を行う作業をいう。

2-13-2 その他整備工

(1) その他整備工とは、契約書類及び監督員の指図に従って整備等作業を行うものである。

2-13-3 数量の検測

その他整備の数量の検測は、検測されたと監督員が認めた整備数量(台)で行うものとする。

2-13-4 支払い

支払いは、2-13-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行うその他整備の作業に要する交換部品、材料、労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
整備工	台

第3章 整備等作業（大型特殊）

3-1 適用範囲

この章は、機械の整備等作業に関する一般事項を取り扱うものとする。

なお、作業はすべて、仕様書及び監督員の指図に従って行わなければならない。

また、大型特殊の定義は以下のとおりとする。

- (1) トラクターショベル(A)2.3m³級 88kw 以上
- (2) トラクターショベル(B)2.0m³級 73kw 以上
- (3) 圧雪処理車(A)235kw 以上 4.0m 級
- (4) 圧雪処理車(B)147kw 以上 4.0m 級
- (5) ローター除雪車(A1)3,000t 級 294kw 以上
- (6) ローター除雪車(C)2,700t 級 221kw 以上
- (7) ローター除雪車(D)2,300t 級 184kw 以上

3-2 適用すべき諸基準

整備等作業の実施に適用する関係法令及び規格は次のとおりとする。

- (1) 東日本高速道路株式会社「維持補修用機械等定期点検及び整備作業基準表」
- (2) 道路運送車両法(昭和26年6月1日 法第185号)
- (3) 道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日 運輸省令第67号)
- (4) 自動車点検基準(昭和26年8月10日 運輸省令第70号)
- (5) 自動車の点検及び整備に関する手引き(昭和58年3月25日 運輸省告示第123号)
- (6) 優良自動車整備自動車認定規則(昭和26年8月10日 運輸省令第72号)
- (7) 指定自動車整備事業規則(昭和37年9月26日 運輸省令第49号)
- (8) 労働安全衛生法(昭和47年6月8日 法律第57号)
- (9) 労働安全衛生規則(昭和47年9月30日 労働省令第32号)
- (10) その他関係する法令等

3-3 定期点検・車検点検

3-3-1 業務

定期点検とは、「自動車点検基準(昭和26年8月10日 運輸省令第70号)」に基づき実施する点検作業をいう。なお12ヶ月点検においては、車検時の保安確認検査(原動機・下廻り洗浄作業、各種検査機器による検査、目視等による検査及び車両の同一性や車体表示の確認等)を含むものとする。また、トラクターショベルおよび圧雪処理車においては「労働安全衛生規則(昭和47年9月30日 労働省令第32号)」に基づき実施する特定自主検査を含むものとする。

3-3-2 種別

種別は、次のとおりとする。

点検種別	内 容
T S A 3 T S B 3 M G 3	3 ヶ月点検（距離補正無）を実施
T S A 3 s	3 ヶ月点検（距離補正有）を実施
R J A 1 2 R J B 1 2	1 2 ヶ月点検を実施（特定自主検査・保安確認検査含む）
T S A 1 2（乾式） T S B 1 2（乾式） M G 1 2（乾式）	乾式ブレーキ式車両の1 2 ヶ月点検を実施（特定自主検査・保安確認検査含む）
T S A 1 2（湿式） T S B 1 2（湿式） M G 1 2（湿式）	湿式ブレーキ式車両の1 2 ヶ月点検を実施（特定自主検査・保安確認検査含む）

T S A：トラクターショベル（A）

T S B：トラクターショベル（B）

M G：圧雪処理車（A）（B）

R J A：ロータリー除雪車（A1）

R J B：ロータリー除雪車（C）（D）

- (1) 定期点検工 T S A 3 とは、トラクターショベル（A）の3 ヶ月点検を行うものである。
- (2) 定期点検工 T S A 3 s とは、トラクターショベル（A）の3 ヶ月点検を行うもので、3 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (3) 定期点検工 T S A 1 2（乾式）とは、トラクターショベル（A）乾式ブレーキ式の12 ヶ月点検を行うもので、特定自主検査、保安確認検査を含む。
- (4) 定期点検工 T S A 1 2（湿式）とは、トラクターショベル（A）湿式ブレーキ式の12 ヶ月点検を行うもので、特定自主検査、保安確認検査を含む。
- (5) 定期点検工 T S B 3 とは、トラクターショベル（B）の3 ヶ月点検を行うものである。
- (6) 定期点検工 T S B 3 s とは、トラクターショベル（B）の3 ヶ月点検を行うもので、3 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (7) 定期点検工 T S B 1 2（乾式）とは、トラクターショベル（B）乾式ブレーキ式の12 ヶ月点検を行うもので、特定自主検査、保安確認検査を含む。
- (8) 定期点検工 T S B 1 2（湿式）とは、トラクターショベル（B）湿式ブレーキ式の12 ヶ月点検を行うもので、特定自主検査、保安確認検査を含む。
- (9) 定期点検工 M G 3 とは、圧雪処理車（A）または（B）の3 ヶ月点検を行うものである。
- (10) 定期点検工 M G 3 s とは、圧雪処理車（A）または（B）の3 ヶ月点検を行うもので、3 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (11) 定期点検工 M G 1 2（乾式）とは、圧雪処理車（A）または（B）乾式ブレーキ式の12 ヶ月点検を行うもので、特定自主検査、保安確認検査を含む。
- (12) 定期点検工 M G 1 2（湿式）とは、圧雪処理車（A）または（B）湿式ブレーキ式の12 ヶ月点検を行うもので、特定自主検査、保安確認検査を含む。
- (13) 定期点検工 R J A 3 とは、ロータリー除雪車（A1）の3 ヶ月点検を行うものである。
- (14) 定期点検工 R J A 3 s とは、ロータリー除雪車（A1）の3 ヶ月点検を行うもので、3 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。

- (15)定期点検工 R J A 1 2 とは、ロータリー除雪車 (A 1) の 12 ヶ月点検を行うもので、保安確認検査を含む。
- (16)定期点検工 R J B 3 とは、ロータリー除雪車 (C) または (D) の 3 ヶ月点検を行うものである。
- (17)定期点検工 R J B 3 s とは、ロータリー除雪車 (C) または (D) の 3 ヶ月点検を行うもので、3 ヶ月毎に行う定期点検項目の走行距離に関する点検項目を省略するものである。
- (18)定期点検工 R J B 1 2 とは、ロータリー除雪車 (C) または (D) の 12 ヶ月点検を行うもので、保安確認検査を含む。

3-3-3 数量の検測

定期点検の数量の検測は、契約書類及び監督員の指図に従って施工されたと監督員が認めた作業数量(台)で行うものとする。

3-3-4 支払い

支払いは、3-3-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う定期点検の作業に要する材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

単価の項目	検測の単位
定期点検工 T S A 3	台
定期点検工 T S A 3 s	台
定期点検工 T S A 1 2 (乾式)	台
定期点検工 T S A 1 2 (湿式)	台
定期点検工 T S B 3	台
定期点検工 T S B 3 s	台
定期点検工 T S B 1 2 (乾式)	台
定期点検工 T S B 1 2 (湿式)	台
定期点検工 M G 3	台
定期点検工 M G 3 s	台
定期点検工 M G 1 2 (乾式)	台
定期点検工 M G 1 2 (湿式)	台
定期点検工 R J A 3	台
定期点検工 R J A 3 s	台
定期点検工 R J A 1 2	台
定期点検工 R J B 3	台
定期点検工 R J B 3 s	台
定期点検工 R J B 1 2	台

3-4 舵取装置整備

3-4-1 業務

舵取装置整備とは、定期点検結果を受け、舵取装置の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

3-4-2 舵取装置整備工

- (1) 舵取装置整備工 M G 7 とは、圧雪処理車 (A) または (B) のトーイン調整を行うものである

3-4-3 数量の検測

舵取装置整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

3-4-4 支払い

支払いは、3-4-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う舵取装置整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
舵取装置整備工 M G 7	台

3-5 制動装置整備

3-5-1 業務

制動装置整備とは、定期点検結果を受け、制動装置の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

3-5-2 制動装置整備工

- (1) 制動装置整備工 T S A 6 とは、トラクターショベル (A) のディスクブレーキパッドを交換するものである。
- (2) 制動装置整備工 T S A 1 9 とは、トラクターショベル (A) のディスクキャリパ脱着オーバーホールを行うものである
- (3) 制動装置整備工 T S B 6 とは、トラクターショベル (B) のディスクブレーキパッドを交換するものである。
- (4) 制動装置整備工 T S B 1 9 とは、トラクターショベル (B) のディスクキャリパ脱着オーバーホールを行うものである
- (5) 制動装置整備工 M G 1 3 とは圧雪処理車 (A) または (B) のリア・ブレーキ・ライニングを交換するのである。(シュー取外状態)
- (6) 制動装置整備工 M G 1 7 とは、圧雪処理車 (A) または (B) のフロント、リヤブレーキ清掃を行うものである。
- (7) 制動装置整備工 M G 1 8 とは圧雪処理車 (A) または (B) のホイールシリンダのオーバーホールを行うものである。
- (8) 制動装置整備工 R J A 6 とはロータリー除雪車 (A 1) のディスクブレーキパッドを交換するものである。
- (9) 制動装置整備工 R J A 1 2 とはロータリー除雪車 (A 1) のフロント・ブレーキ・ライニングを交換するものである。(シュー取外状態)
- (10) 制動装置整備工 R J A 1 3 とはロータリー除雪車 (A 1) のリア・ブレーキ・ライニングを交換するものである。(シュー取外状態)
- (11) 制動装置整備工 R J A 1 7 とは、ロータリー除雪車 (A 1) のフロント、リヤブレーキ清掃を行うものである。
- (12) 制動装置整備工 R J A 1 8 とはロータリー除雪車 (A 1) のホイールシリンダのオーバーホールを行うものである。
- (13) 制動装置整備工 R J A 1 9 とはロータリー除雪車 (A 1) のディスクキャリパの脱着、オーバーホールを行うものである。
- (14) 制動装置整備工 R J B 6 とはロータリー除雪車 (C) または (D) のディスクブレーキパッドを交換するものである。
- (15) 制動装置整備工 R J B 1 2 とはロータリー除雪車 (C) または (D) のフロント・ブレーキ・ライニングを交換するものである。(シュー取外状態)
- (16) 制動装置整備工 R J B 1 3 とはロータリー除雪車 (C) または (D) のリア・ブレーキ・ライニングを交換するものである。(シュー取外状態)
- (17) 制動装置整備工 R J B 1 7 とは、ロータリー除雪車 (C) または (D) のフロント、リヤブレーキ清

掃を行うものである。

(18)制動装置整備工 R J B 1 8 とはロータリー除雪車 (C) または (D) のホイールシリンダのオーバーホールを行うものである。

(19)制動装置整備工 R J B 1 9 とはロータリー除雪車 (C) または (D) のディスクキャリパの脱着オーバーホールを行うものである。

3-5-3 数量の検測

制動装置整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

3-5-4 支払い

支払いは、3-5-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う制動装置整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
制動装置整備工 T S A 6	輪
制動装置整備工 T S A 1 9	輪
制動装置整備工 T S B 6	輪
制動装置整備工 T S B 1 9	輪
制動装置整備工 M G 1 3	輪
制動装置整備工 M G 1 7	輪
制動装置整備工 M G 1 8	台
制動装置整備工 R J A 6	輪
制動装置整備工 R J A 1 2	輪
制動装置整備工 R J A 1 3	輪
制動装置整備工 R J A 1 7	軸
制動装置整備工 R J A 1 8	台
制動装置整備工 R J A 1 9	輪
制動装置整備工 R J B 6	輪
制動装置整備工 R J B 1 2	輪
制動装置整備工 R J B 1 3	輪
制動装置整備工 R J B 1 7	軸
制動装置整備工 R J B 1 8	台
制動装置整備工 R J B 1 9	輪

3-6 走行装置整備

3-6-1 業務

走行装置整備とは、定期点検結果を受け、走行装置の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

3-6-2 走行装置整備工

(1) 走行装置整備工 M G 9 とは圧雪処理車 (A) または (B) のフロントハブシールを交換するものである。

(2) 走行装置整備工 M G 1 0 とは圧雪処理車 (A) または (B) のフロントハブグリスを交換するものである。

(3) 走行装置整備工 R J A 1 1 とはロータリー除雪車 (A 1) のハブシールを交換するものである。

(4) 走行装置整備 R J A 1 2 はロータリー除雪車 (A 1) のハブグリスを交換するものである。

(5) 走行装置整備工 R J B 1 1 とはロータリー除雪車 (C) または (D) のハブシールを交換するもので

ある。

(6) 走行装置整備工 R J B 1 2 はロータリー除雪車 (C) または (D) のハブグリスを交換するものである。

3-6-3 数量の検測

走行装置整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

3-6-4 支払い

支払いは、3-6-3 規定に従って検測した数量に対し 1 台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う走行装置整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
走行装置整備工 M G 9	輪
走行装置整備工 M G 1 0	輪
走行装置整備工 R J A 1 1	台
走行装置整備工 R J A 1 2	台
走行装置整備工 R J B 1 1	台
走行装置整備工 R J B 1 2	台

3-7 原動機整備

3-7-1 業務

原動機整備とは、定期点検結果を受け、原動機の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

3-7-2 原動機整備工

- (1) 原動機整備工 T S A 4 とは、トラクターショベル (A) の燃料フィルタを交換するものである。
- (2) 原動機整備工 T S A 1 0 とは、トラクターショベル (A) の V ベルト調整を行うものである。
- (3) 原動機整備工 T S A 1 3 とは、トラクターショベル (A) のエアエレメント清掃を行うものである。
- (4) 原動機整備工 T S B 4 とは、トラクターショベル (B) の燃料フィルタを交換するものである。
- (5) 原動機整備工 T S B 1 0 とは、トラクターショベル (B) の V ベルト調整を行うものである。
- (6) 原動機整備工 T S B 1 3 とは、トラクターショベル (B) のエアエレメント清掃を行うものである。
- (7) 原動機整備工 M G 4 とは、圧雪処理車 (A) または (B) の燃料フィルタを交換するものである。
- (8) 原動機整備工 M G 1 0 とは、圧雪処理車 (A) または (B) の V ベルト調整を行うものである。
- (9) 原動機整備工 M G 1 3 とは、圧雪縮処理車 (A) または (B) のエアエレメント清掃を行うものである。
- (10) 原動機整備工 R J A 4 とはロータリー除雪車 (A 1) の燃料フィルタを交換するものである。
- (11) 原動機整備工 R J B 4 とはロータリー除雪車 (C) または (D) の燃料フィルタを交換するものである。

3-7-3 数量の検測

原動機整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

3-7-4 支払い

支払いは、3-7-3 規定に従って検測した数量に対し1台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う原動機整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
原動機整備工 T S A 4	個
原動機整備工 T S A 1 0	本
原動機整備工 T S A 1 3	台
原動機整備工 T S B 4	個
原動機整備工 T S B 1 0	本
原動機整備工 T S B 1 3	台
原動機整備工 M G 4	個
原動機整備工 M G 1 0	本
原動機整備工 M G 1 3	台
原動機整備工 R J A 4	個
原動機整備工 R J B 4	個

3-8 電気装置整備

3-8-1 業務

電気装置整備とは、定期点検結果を受け、電気装置等の調整・補充・交換等を行う作業をいう。

3-8-2 電気装置整備工

- (1) 電気装備整備工 T S A 5 とは、トラクターショベル (A) のヘッドライト調整を行うものである。
- (2) 電気装備整備工 T S B 5 とは、トラクターショベル (B) のヘッドライト調整を行うものである。
- (3) 電気装備整備工 M G 5 とは、圧雪縮処理車 (A) または (B) のヘッドライト調整を行うものである。
- (4) 電気装備整備工 R J A 5 とは、ロータリー除雪車 (A 1) のヘッドライト調整を行うものである。
- (5) 電気装備整備工 R J B 5 とは、ロータリー除雪車 (C) または (D) のヘッドライト調整を行うものである。

3-8-3 数量の検測

電気装置整備の数量の検測は、監督員が認めたそれぞれの作業数量で行うものとする。

3-8-4 支払い

支払いは、3-8-3 規定に従って検測した数量に対し1台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行う電気装置整備の作業に要する交換部品・材料・労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
電気装備整備工 T S A 5	台
電気装備整備工 T S B 5	台
電気装備整備工 M G 5	台
電気装備整備工 R J A 5	台
電気装備整備工 R J B 5	台

3-9 その他整備

3-9-1 業務

その他整備とは、監督員の指図に従って、定期点検を実施した部位に調整・補充・交換等を行う作業をいう。

3-9-2 その他整備工

(1) その他整備工とは、契約書類及び監督員の指図に従って整備等作業を行うものである。

3-9-3 数量の検測

その他整備の数量の検測は、検測されたと監督員が認めた整備数量(台)で行うものとする。

3-9-4 支払い

支払いは、3-9-3 規定に従って検測した数量に対し1台当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、仕様書及び監督員の指図に従って行うその他整備の作業に要する交換部品、材料、労力・機械器具等、本作業を完了するのに必要なすべての費用を含むものとする。

<u>単価の項目</u>	<u>検測の単位</u>
整備工	台

提出書類

目 次

様式第 1 号	(変更)指図書	3 2
様式第 2 号	(変更)指図書内訳書	3 3
様式第 3 号	作業打合簿	3 4
様式第 4 号	新単価見積方通知書	3 5
様式第 5 号	新単価見積書	3 6
様式第 6 号	新単価決定通知書	3 7
様式第 7 号	立会確認願	3 8
様式第 8 - 1 号	完了届	3 9
様式第 8 - 2 号	認定届	4 0
様式第 9 号	作業責任者届	4 1
様式第 1 0 号	受渡書	4 2
様式第 1 1 号	残存物件調書	4 3
様式第 1 2 号	同意書	4 4
様式第 1 3 号	修理作業指示書	4 5

(様式第1号)

平成 年 月 日

受注者

_____ 殿

監督員 _____ 印

(変更)指図書(No _____)

直ちに、次の作業に着手し、作業期間内に完了するよう指図します。

1. 作業名
2. 作業期間 平成 年 月 日 時から
平成 年 月 日 時まで

3. 施工すべき作業の内容
別添指図書(No _____)内訳書のとおり。

4. 新単価の有無 有 無
新単価は、別途変更契約を締結する。

5. 特記仕様書の追加及び変更 有 無
特記仕様書の追加及び変更は、別途変更契約を締結する。

上記(変更)作業の指図書を受領しました。

平成 年 月 日

受注者名

作業責任者名 _____ 印

(注) 変更契約の記載について、該当しない場合は取消し線で削除すること。

(様式第2号)

(変更)指図書(No)内訳書

項目番号	項目	数量	単位	摘要

(様式第4号)

平成 年 月 日

受注者

_____ 殿

監督員 _____ 印

新単価見積方通知書(第 回)

作業名) _____

標記について、指図書(No.)に基づき、下記の新単価を設定したいので、新単価見積書を提出願います。

記

1. 項目番号等

項目番号	項目	数量	単位	備考

2. 見積書提出の日時及び場所

イ) 日時 平成 年 月 日 午前(午後) 時 分

ロ) 場所 東日本高速道路株式会社 管理事務所

3. その他

新単価には「取引に係る消費税等額」を含まないものとする。

(様式第5号)

平成 年 月 日

監督員

殿

受注者 _____ 印

新単価見積書(第 回)

作業名) _____

平成 年 月 日付けをもってご通知のあった標記については、下記のとおり見積りいたします。

記

項目番号	項 目	単位	単 価	備 考

(様式第6号)

平成 年 月 日

受注者

_____ 殿

監督員 _____ 印

新単価決定通知書(第 回)

作業名) _____

標記について、下記のとおり新単価を決定しましたので通知致します。

記

項目番号	項 目	単位	単 価	備 考

(様式第7号)

平成 年 月 日

監督員 _____ 殿

受注者
作業責任者 _____ 印

立会確認願

作業名) _____

標記について、下記のとおり立会確認方お願いします。

- 記
1. 指図書 平成 年 月 日 指図書 (NO)
 2. 登録番号
 3. 内 容
 4. 立会日時 平成 年 月 日 AM・PM 時 ~ 時
 5. 立会場所
 6. 立会者 会社
請負人
 7. 立会結果 良 ・ 否

(注) 2枚複写とし、発注者、受注者各1部を保管する。

(様式第 8-1 号)

平成 年 月 日

管理事務所長

殿

受注者名

印

完 了 届

作業名) _____

変更指図書(NO . ~ NO .)で指図のあった作業を
完了しましたのでお届けするとともに、検査方お願いいたします。

-) 変更指図書による場合でないときは、「変更」を消去する。
-) 修理作業の場合は、修理作業指図書とする。

(注) 2 枚複写とし、発注者・受注者各 1 部を保管する。

(様式第 8-2 号)

平成 年 月 日

受注者名

_____ 殿

管理事務所

所長 _____ 印

認 定 書

件名) _____

変更指図書 (NO. _____ ~ NO. _____) で指図のあった作業について
検査した結果、完了したものと認めます。なお、受渡書を提出願います。

-) 変更指図書による場合でないときは、「変更」を消去する。
-) 修理作業の場合は、修理作業指図書とする。

(注) 2 枚複写とし、発注者・受注者各 1 部を保管する。

(様式第9号)

平成 年 月 日

(監督員) _____ 殿

受注者
作業責任者 _____ 印

作 業 責 任 者 届

作業名) _____

標記について、下記の者を作業責任者といたしますので、当人の経歴書を添えてお届けします。

記

1. 作業責任者名

職 名

氏 名

(注) 経歴書には当人の生年月日、本籍地(都道府県名)、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該業務に関する経歴等を記載すること。

(様式第10号)

平成 年 月 日

管理事務所長

殿

受注者

印

受 渡 書

作業名) _____

平成 年 月 日で認定通知のあった作業を完了しましたので
お届けします。

監督員 _____ 殿

受注者
作業責任者 _____ 印

残存物件調書

作業名) _____

標記について、下記のとおり報告します。

- 1. 指図書 平成 年 月 指図書(No.)
- 2. 発生(受領)年月日 平成 年 月 日
- 3. 原因名及び発生年月日 原因名
原因発生年月日 平成 年 月 日

品名	材質規格等	概算数量	
		本数、m	kg
合計			

- (注) 1. 発生年月日は、作業を施行した日付を記入する。
- 2. 原因別に一葉ずつ作成する。

(様式第12号)

平成 年 月 日

監督員

殿

住 所
会社名
代表者

印

同 意 書

(作業名)

平成 年 月 日付け 号で協議のありました新単価については同意致します。

以 上

(様式第13号)

平成 年 月 日

受注者
作業責任者 _____ 殿

監督員 _____ 印

修理作業指図書 ()

(作業名) _____

標記業務の整備等作業対象車両において、以下のとおり修理作業を実施されたい。

修理作業を行う機械名及び修理の内容

修理作業の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで